

地域医療支援に関する覚書

国立大学法人滋賀医科大学（以下「甲」という。）と独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター（以下「乙」という。）は、平成26年4月1日締結の出向協定書に基づき、甲の当該講座の教員（以下「教員」という。）が乙において地域医療支援を行うに当たり、次のとおり覚書を交わすものとする。

（支援を行う教員及び期間）

第1条 乙において地域医療支援を行う教員及びその期間は別紙のとおりとする。

2 前項の期間を短縮又は延長しようとするときは、1ヶ月前までに申し出るものとし、申し出のあったときは、甲及び乙で協議し、決定するものとする。

（損害賠償）

第2条 教員が乙において行った地域医療支援において、故意又は過失により乙に損害を与えた場合においても、乙は甲にその損害を請求しないものとする。

2 教員が乙において行った地域医療支援において、第三者に与えた損害は、乙が賠償を負担する。ただし、教員に故意又は重大な過失がある場合は、教員自らの責に帰すべき損害賠償を免れるものではない。

（補則）

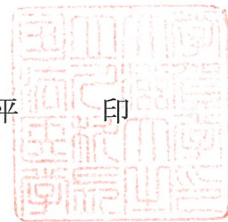
第3条 本覚書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

本覚書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成26年4月1日

（甲）国立大学法人滋賀医科大学長

塩田浩平 印



（乙）独立行政法人国立病院機構

東近江総合医療センター院長

井上修平 印

